

平成 17 年 7 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 東 和 銀 行
代表者名 取締役頭取 増田 熙男
(コード番号 8558 東証 1 部)
問合せ先 取締役総合企画部長 加辺秀雄
(電話番号 027 - 234 - 1111)

業務改善命令に対する業務改善計画の提出について

当行は、平成 17 年 6 月 10 日付の業務改善命令に基づき、本日、関東財務局長に「業務改善計画」を提出いたしました。

本件につきましては、日頃から当行を信頼し、ご支援とご愛顧をいただいておりますお客様、株主様、並びに関係する皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げます。

今般の業務改善命令を厳粛に受け止め、今回策定いたしました「業務改善計画」を着実に実行し、内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、不祥事件の再発防止に努めてまいります。

なお、「業務改善計画」の要旨は下記のとおりです。

記

1. 法令等遵守に係る経営姿勢の明確化及び全行的な法令等遵守意識の醸成

経営陣によるコンプライアンスへの関与を深め、最大の経営課題である法令等遵守態勢の確立及び堅確な事務処理の強化並びに定着に向けた経営姿勢をより明確に示すとともに、この経営の意志を組織の末端にまで浸透させ、不祥事件の再発防止に向けた全役職員の法令等遵守意識の醸成と、内部管理態勢の強化に向けた諸施策の実施とその実効性の検証に努めてまいります。

諸会議や研修会等において全行的な法令等遵守意識の醸成を図るとともに、役席者に対して S C O (シニア・コンプライアンス・オフィサー) 試験の受験を義務付けるなど、あらゆる機会を通して意識付けを強化してまいります。

2. 取締役会及び本部の機能強化による全行的な法令等遵守態勢の確立

取締役会においては、法令等遵守に係るコンプライアンス実践計画の進捗状況を確認し、本部のコンプライアンス委員会においては、個別の不祥事件に係る改善・対応策等の定着状況や効果等の検証を十分に行なうなど、取締役会及びコンプライアンス委員会の関与を深め、より実効性のある法令遵守態勢の確立に努めてまいります。

また、監査部門の独立性を確保し、監査体制を明確化するために、「監査部」を取締役会

直轄の独立部署とするなど、内部監査機能の一層の強化・充実を図るとともに、取締役による監督機能を強化してまいります。

3. 営業店における内部牽制機能の充実・強化

営業店における厳正な事務管理態勢の確立のために、規程に則った取り扱いを再度徹底するとともに、不正防止のために相互牽制と上席者によるチェック態勢を強化してまいります。

また、事務部・監査部を中心に本部の指導と監査を充実して、営業店における厳正な事務管理態勢の確立に努め、不祥事件の未然防止に取り組んでまいります。

「事務管理チェックポイント集」や「伝票検証マニュアル」などを制定するとともに、臨店指導や検証能力の強化に向けた研修を実施してまいります。

4. 本部監査機能の充実・強化

監査機能につきましては、その実効性を高めるため、不祥事件の原因分析に基づき監査項目、監査手法の見直しを行うなど、本部監査機能の充実・強化を図ってまいります。

監査部を取締役会の直轄とし、監査部門の独立性を確保するとともに、「監査チェックリスト」についても不祥事件の再発防止の観点から改定するなどの改善を行ってまいります。

5. 適切な人事管理の実施

人事管理につきましては、連続休暇制度の運用の厳正化、人事異動・担当替えによるローテーションの厳正化及び職員の行動変化に対する指導の充実強化など、不祥事件の未然防止の観点から管理体制の見直しを行ってまいります。

部下の行動や業務遂行状況などを把握し、人事管理に役立てられるよう「支店長業務管理チェックリスト」や行員を計画的に育成するための「行員育成計画」を制定するなどの改善を行ってまいります。

以上